

## ○東京家政学院大学学術リポジトリ運用指針

(趣旨)

第1条 本指針は、東京家政学院大学学術リポジトリ（以下「本学リポジトリ」という。）の運用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(目的)

第2条 本学リポジトリは、東京家政学院大学（以下「本学」という。）で作成された学術的成果物等を電子的に蓄積・公開することにより、社会の発展を寄与することを目的とする。

(管理・運用及び責任者)

第3条 本学リポジトリの管理・運用は、東京家政学院大学附属図書館図書委員会（以下「図書委員会」という。）が担い、図書館長を責任者委員長とする。

2 管理・運用に関し必要な事項は、図書委員会の審議を経て、図書館長が決定する。

(登録者)

第4条 登録者は次の各号に定める者とする。

(1) 本学に在籍または在籍したことのある教員及び大学院生

(2) その他、図書委員会で承認された者

2 登録者は本学リポジトリ運用指針を理解し、その内容に従わなければならない。

(登録対象)

第5条 本学リポジトリの登録対象は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 学術的な研究の成果物、または学術的に意義のあるもので次の事項のいずれかに該当するものであること

① 学術論文（学術雑誌掲載論文、紀要論文）

② 学位論文（修士論文、要旨集等）

③ 学内刊行物（学部・学科その他による出版物、記念論文集等）

④ 著書

⑤ 報告書（学術報告書、科学研究費補助金研究成果報告書等）

⑥ その他の研究成果物

(2) 登録者が作成もしくは、作成に関わったもの

(3) 法令、本学規程、社会通念、倫理上、情報セキュリティ上で問題が生じないもの

(著作権)

第6条 著作権が本学にない学術的成果物等は、本学リポジトリへ登録することにより、当該成果物等の複製権及び公衆送信権等、本学リポジトリ運用に必要な著作権の一部の行使が本学に無期限に許諾されるものとするが、この許諾によって著作権自体が本学に移転されることはない。

(登録手続)

第7条 本学リポジトリに学術的成果物等の登録を希望する者は、本学リポジトリ登録申請書を提出し、図書委員会による審議の後、図書館長の許可を得るものとする。

2 本学リポジトリに学術的成果物等の登録を希望する者は、当該成果物等の著作権者が複数にわたる場合、その全員から登録にあたり必要となる利用許諾を得るものとする。

3 本学リポジトリに学術的成果物の登録を希望する者は、自らが当該成果物等の著作権者でない場合、著作権者全員から登録にあたり必要となる利用許諾を得るものとする。

(登録・公開)

第8条 本学リポジトリにおける登録・公開に関する作業は、本学図書館職員が行う。

2 本学図書館職員は、図書館長の登録許可を得た学術的成果物等について、次の各号のとおり

取り扱うものとする。

(1) PDFに変換した上で本学リポジトリシステムに登録し、ネットワークを通じて不特定多数の利用者に対し無償で公開する。

(2) 登録・公開にあたり、当該学術的成果物等の著作権上の取り扱いに関し、利用者への周知を行う。

(削除・非公開)

第9条 図書館長は、本学リポジトリに登録された学術的成果物等が次の各号のいずれかに該当する場合、図書委員会の審議を経て、登録された学術的成果物等の一部又は全部を削除又は非公開にすることができる。

(1) 著作権を侵害するものであることが判明した場合

(2) 社会的な観点から内容が著しく不適切であると認められた場合

(3) その他必要が生じた場合

(免責事項)

第10条 本学リポジトリの提供及び利用によって生じた利用者、登録者及び著作権者等の損害・不利益について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 本指針に定めるもののほか、本学リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書委員会の審議を経て、図書館長が決定する。

(指針の改廃)

第12条 本指針の改廃は、図書委員会の審議を経て、図書館長が決定する。

附 則

この指針は、令和3年1月7日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。